８３	はちみつの瓶詰
主な原材料	まちみつ
アレルギー食品	
規格基準等	「乳幼児に食べさせない」注意喚起表示
製品の微生物制御	静菌（AW）：水分活性は 0.5～0.8、（pH は 3.2～4.9）
工程の加熱等の制御	なし
工程の異物管理	濾過（ﾌｨﾙﾀｰ）
重要な管理ポイント	濾過（ﾌｨﾙﾀｰ）の確認、目視確認、乳児ﾎﾞﾂﾘﾇｽ症の注意喚起表示確認
保存方法	常温
賞味/消費期限	賞味期限　１年以上
対象消費者	家庭用（一般消費者）、業務用
加熱後摂取/RTE	加熱せずにそのまま喫食、原材料として加熱後摂取
記録類	①一般衛生管理、②重要管理（ﾌｨﾙﾀｰ、目視確認、注意喚起表示）
備考	※　はちみつの水分の自主基準 ■　国産はちみつでは２２％以下、輸入はちみつでは２０％以下。水分活性は 0.5～0.8。 ■　乳幼児には与えないような表示が通知されてる（昭和 62 年 10 月 20 日付け健医感第 71 号、衛食第 170 号、衛乳第 53 号、児母衛第 29 号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」により通知）。 ＊注意喚起表示例 ・１歳未満の乳児には与えないで下さい。 ・１歳未満の乳児には食べさせないで下さい。 ・一歳未満の乳児には食べさせないようご注意ください。
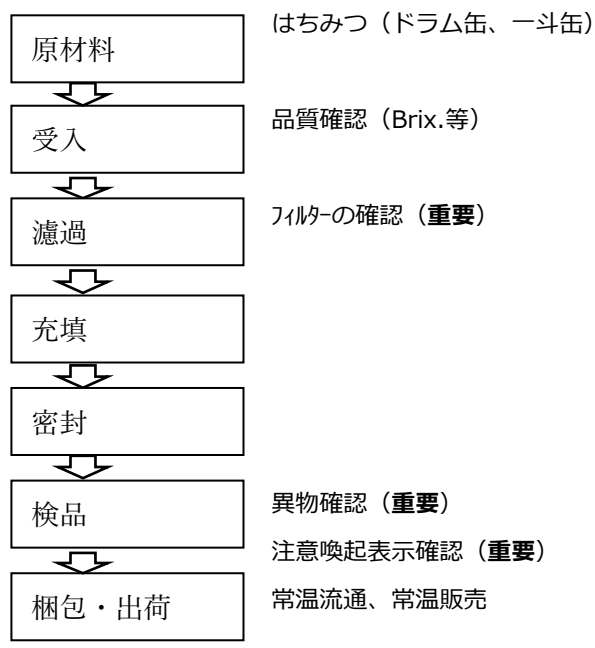
【製造フロー概要】　　【管理ポイント】